平成２６年（フ）第３２７号
新潟市北区嘉山2273番地１　コーポヨシダ602号、前住所新潟市北区すみれ野３丁目８番３号３
債務者　小田切　稔
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４２号
新潟市北区東栄町３丁目12番５号　コーポグリーン201号
債務者　前田　憲治
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５６号
富山市犬島３丁目２番13―101号　レオパレスピース、前住所富山市本郷町19番地１　レオパレス21本郷Ａ204号
債務者　宮路　　喬
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７３号
山梨県甲府市朝気３丁目９番15号　ケイズハウス102号
債務者　清水　久子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
長野市篠ノ井布施五明406番地５
債務者　大野　文成
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
長野市篠ノ井布施五明406番地５
債務者　大野　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
岐阜県瑞穂市横屋564番地１　サンシャイン棚橋Ｂ―105号、前住所岐阜県瑞穂市古橋1550番地７
債務者　稲垣　理佳
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２０８号
静岡県富士市瓜島町136番地の２　長谷川アパート瓜島201号、前住所静岡県富士市今泉６丁目12番５号
債務者　鈴木　定男
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２０９号
静岡県富士市松岡645番地の３　エスペランサ307号、前住所静岡県富士市中里983番地の３
債務者　石井　　恵
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２６４号
愛知県一宮市浅野字内浦43番地　浅野ことぶきマンション307号
債務者　嶋田　真吾
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２６９号
愛知県一宮市小信中島字郷中39番地３
債務者　椎葉　健一（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１６２号
三重県鈴鹿市白子町305番地の５　ぷれじお阿留富偉２Ｃ
債務者　出口　敦史
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６４号
三重県鈴鹿市西条６丁目101番地　２棟101号
債務者　曽我二三子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６号
京都府舞鶴市字行永2875番地の35
債務者　谷田メグミ
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
京都府舞鶴市字安岡526番地１
債務者　村山　由美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第４３６号
堺市美原区平尾2013番地　メゾン松野108、住民票上の住所堺市美原区丹上406番地６
債務者　とり良こと　田中　文雄
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係